

岩手県立西和賀高等学校

生徒手帳

目次

本校の校訓・校章・教育方針	2
沿革概要	3
校歌	5
校訓	6
学則	8
生徒心得	10
諸願・諸届一覧	11
服装規程	12
携帯電話使用規程	12
自転車通学に関する規程	13
週番規程	13
部活動規程	13
対外活動参加規程	14
合宿規程	14
図書館閲覧貸出規程	15
生徒会会則	15
応援団規程	19
選挙管理規程	20
生徒会会計規程	21
部運営規程	21
運転免許取得規程	22
下宿生心得	23
アルバイト就労規程	23
生徒会組織図	24

本校の校訓・校章・教育方針

校 訓 「自主独立の道行かん」(平成4年制定)

心身を鍛え、愛と智慧を磨き、自主独立の道を歩むべしと謳われている校歌の思想

校 章



※校章の由来

西和賀地方の気候・風土・人情を象徴する「清く真白い」と、青々と繁茂し栄え行く「桐の花」を図案化したもの。桐の花は県花であり、校歌3番の1行目「大野の原の桐の花」にも由来する。

教育方針

I 教育目標

心身を鍛え、愛と智慧を磨き、たくましく生きる人間を育成する

II 目指す学校像

- 1 明るく、活力のある学校
- 2 一人ひとりを大切にする学校
- 3 地方創生に寄与する学校

沿革概要

- 昭和23. 4. 1 岩手県立黒沢尻第一高等学校川尻分校(定時制課程)設立認可
5. 5 川尻分校開校式挙行(川尻小学校)
5. 10 川尻分校沢内分室開校式挙行(新町小学校太田分教場)
24. 4. 1 本校統合により岩手県立黒沢尻高等学校川尻分校と改称
沢内分室が岩手県立黒沢尻高等学校沢内分校として独立
29. 4. 1 本校分離により、岩手県立黒沢尻南高等学校川尻分校・沢内分校と改称
43. 12. 24 岩手県立黒沢尻南高等学校西和賀分校全日制課程普通科設立認可
47. 2. 29 体育館落成(829 m²)
3. 7 川尻分校閉校式挙行
3. 31 沢内分校閉校式挙行
4. 1 岩手県立西和賀高等学校として独立(1年137名・2年140名・3年97名・計374名)
4. 24 校章制定(多田拓)
4. 26 校歌制定(中條惟信作詞 野崎哲郎作曲)
8. 30 校門完成
9. 29 岩手県立西和賀高等学校開校式並びに体育館落成記念式典挙行
51. 11. 25 寄宿舎『誠朋寮』新築(900m²)
52. 12. 21 柔剣道場新築(357.2m²)
57. 12. 22 部室棟新築(417m²)
58. 9. 11 新校舎落成、創立10周年記念式典挙行
59. 11. 24 校庭整備完了
62. 3. 19 体育館ステージ設置
- 平成元. 7. 18 校内緑化植樹(桜16・樺6・銀杏5)
3. 11. 13 教育振興会設立
4. 2. 25 校訓制定『自主独立の道行かん』
10. 14 『校訓碑』建立
10. 17 創立20周年記念式典挙行
6. 1. 9 第1回デンマーク社会福祉研修生徒派遣
*以降平成21年まで16年間継続
9. 1 デンマーク留学生2名迎える(7ヶ月間)
7. 4. 1 普通科「福祉・情報コース」新設
8. 2. 29 体育館改築
9. 8. 5 岩手・秋田福祉ボランティア交流会
*以降平成14年まで6年間、夏・冬の年2回継続
10. 10. 27 第1回海外修学旅行(シンガポール・マレーシア)
*以降3年間継続
12. 6. 7 石川県立金沢伏見高等学校と福祉交流開始
*以降平成25年まで継続
7. 20 宮古水産高校との生徒会交流開始
*以降現在まで毎年継続
13. 9. 3 デンマーク・アメリカより留学生各1名迎える(1年間)
12. 7 海外修学旅行は米国同時多発テロのため中止、国内修学旅行を実施
14. 10. 5 創立30周年記念式典挙行
12. 1~5 修学旅行(台湾)
19. 10. 15 デンマーク北ヒュン島高校生来校
20. 7. 31 ドイツスポーツ少年団来校
21. 10. 22~30 第1回アメリカ派遣交流事業生徒派遣(ワイオミング州トーリントン)
*以降3年間継続
22. 10. 18 デンマーク北ヒュン島高校生来校

23. 3. 18 PTA・同窓会・職員 被災地支援（陸前高田）
7～10 大船渡復興ボランティア（全校生徒参加）
24. 7. 12 大船渡復興ボランティア（全校生徒参加）
11. 4 創立40周年記念式典挙行
25. 7. 18 釜石復興ボランティア（全校生徒参加）
*以降平成29年まで5年間継続
29. 11. 16 台湾・三好校園実践学校修学旅行団来校
30. 2. 17～24 第1回オーストラリア派遣研修事業（シドニー）
31. 2. 16～23 第2回オーストラリア派遣研修事業（シドニー）
- 令和元 2. 12. 2 校舎改修工事完成
2. 2. 15～22 第3回オーストラリア派遣研修事業（シドニー）
3. 31 福祉情報コース廃止
3. 3. 2～ 5 語学研修（福島）
4. 1. 8～11 語学研修（福島）
11. 5 創立50周年記念式典挙行（記念講演：そのだつくし氏）
5. 1. 13～16 語学研修（福島）
6. 2. 16～2. 23 第4回オーストラリア派遣研修事業（シドニー）

岩手県立西和賀高等学校校歌

Moderato ♩ = 100



1. いわたのあが—た わがのにし
 2. ゆきふりみだ—る わがかわの
 3. 大—野のはら—の きりのはな



あ おきや ま な み せ い う ん に
 か わもに た て る し ろ き な み
 湯 田 さ わ う ち の や ま も み



つ ら な る と こ ろ つ ど い き て
 き や さ し き は な と う こ か も ざ る



き よ き な が れ の さ さ や き に
 あ あ わ が と も よ と も ど も に
 や ま に へ い わ を ね が い つ つ



わ か き—ら—き と う み と こ こ ろ し —
 あ い と—ち—え と を み が く べ し — われ—
 自 主 ど—く—り つ の み ち ゆ か かん —



ら — に し わ が — 高 — 校 — 生

校 歌

作詞 中條惟信
 作曲 野崎哲郎

一 岩手の県 和賀の西

青き山脈 青雲に

つらなるところ つどいきて

清き流れの さゝやきに

若きら鍛う 身と心

我ら 西和賀高校生

二 雪降りみだる 和賀川の

川面に立てる 白き波

清く烈しき 心もて

あゝわが友よ とともに

愛と智慧とを 磨くべし

我ら 西和賀高校生

三 大野の原の 桐の花

湯田澤内の 山紅葉

やさしき花と 動かざる

山に平和を 願いつつ

自主独立の 道行かん

我ら 西和賀高校生

西和賀高校校訓（抜粋）

* 校訓設定の経緯

- 平成3年7月2日
校訓制定、本校創立20周年記念事業の一つになる。本校の創立20周年記念事業協賛会の設定総会が、15時から17時にかけて湯本地区公民館講義室で開かれ、両町村長、町村議長、PTA・同窓会関係者等のご出席を得て、会則、役員、記念事業及び予算等の決定（原案どおり）をみた。
- 平成3年9月28日
生徒に「校是募集について」という文書を配布する。校訓は、結局、公募することになり、保護者・職員にも案内することになった。寄せられた作品は、54点（生徒42、保護者1、職員11）。協賛会の企画渉外委員会に所属する5名（高橋教頭、高橋教諭、畠山教諭、朴澤教諭、佐藤講師）が候補作品の選定に当たった。
- 平成4年2月25日
「自主独立の道行かん」を校訓と決定する。2月定例職員会議において協議の結果、候補作品がそのまま校訓に決まったものである。応募作品に委員による補正が加えられたものが候補作品とされ、結果的には校歌の一句と同一のものとなった。（制定理由を詳細に記したプリント等は用意されなかった。）
- 平成4年3年24日
校長が終業式において全校生徒に発表する。
- 平成4年10月14日
校訓碑の除幕式を13時30分から、協賛会長、PTA会長等のご臨席のもと行う。
- 平成4年12月18日
校訓碑の寄附採納最終的に決着する。

* 校歌の思想

校訓の意味を明らかにするためには、制定の理由が明確になっていなければならないが、校歌の一句を校訓と定めたのみで制定の理由が今ひとつ明らかでないとするれば、校歌の思想を手がかりとして、校訓の意味を探るより方法はない。

しかし、作詞者の中條惟信先生は昭和61年に他界されており、先生ご自身から真意を伺うことはできない。また、校歌についてご自身が文章を残されている訳でもないしだれかが先生からお聞きしそれを文章にして留めているわけでもない。このような状況では、後人の解釈に待つほかないのである。

校歌の1番に「若きら鍛う身と心」という句があり、生徒は須く身体と精神を鍛錬すべしという意である。2番に「我が友よ ともどもに 愛と智慧とを磨くべし」とあって、鍛錬すべき心とは、愛と智慧であったことが分かる。「知識」といわずに「智慧」といつている点に深い含蓄が窺われる。智慧とは、単なる知識以上のものを指す。いうなれば、高い知性である。豊かな創造に連なる知識である。また、「ともどもに」ともあり、切磋琢磨による鍛錬を示唆している。3番に校訓となった「自主独立の道行かん」が校歌を締め括るような形で据えられている。

校歌で歌わんとするものは、「西和賀高校生よ、若い君たちは、互いに切磋琢磨して、身と愛と智慧とを鍛錬せよ、そしてその基礎の上に自主独立の道を歩むべし」であるとも「自主独立の道を歩むために、互いに切磋琢磨して、身と愛と智慧とを鍛錬せよ」であるとも解されるのである。いずれにしても、校歌全体からみた場合には、「自主独立の道行かん」と「身と愛と智慧の鍛錬」を忘れては「自主独立の道行かん」ということは成り立たないものである、と言わなければならないのである。

自主独立の道は、模倣や踏襲の道でもなく自由奔放の道でもない、独創・創造の道である。どうすれば独創・創造の道を歩むことができるのか。ただ、「身と愛と智慧」を「逞しい体力」「優れた情操」「豊かな創造力に導く高い知性」を目指し（強固な意志で）鍛錬することである。

ちなみに、平成3年度までは、「校是」「校是・校訓」「校訓」というように名称が区々であったが、4年度から「校訓」と呼ぶようになった。理由は校訓の方が校是より一般的であると判断したためである。「国民の辞典」と評される「日本国語大辞典」にも、「代表的中辞典」といわれる「広辞苑」にも、本校の1年生全員が持っているポケット版の「日用語新辞典」にも「校訓」という見出しはあるが「校是」という見出しはない。また、岩手県教育委員会が編集し県内の各中学校に配布した「岩手の高校」の第2項目が、「校訓・教育目標」という小見出しであった。

（辞典協会編「優良辞典・六法目録」）（生徒会誌「礎」23号より引用。原文縦書き）

岩手県立西和賀高等学校学則(抜粋)

第2章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から 前期末考査最終日まで

後期 前期末考査最終日翌日から 3月31日まで

(休業日)

第6条 授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、土曜日及び日曜日のほか、次のとおりとし、その期日は各年度によって異なる。

(1) 学年始休業日

(2) 夏季休業日

(3) 冬季休業日

(4) 学年末休業日

(5) その他 前項に掲げる日に準ずる日で、校長が休業を必要と認めた日

2 教育上必要があるときは、校長は前項に規定する休業日のほかに休業日を設け又は休業日に授業を行うことができる。

第9章 欠席及び忌引等

(欠席)

第31条 生徒が病気のため7日以上欠席しようとするときは、医師の診断書等その事情を証するに足る書類を添え、保証人が連署した欠席届(学則様式第7号)により校長に届け出なければならない。

(忌引)

第32条 生徒が忌引により欠席しようとするときは、忌引届(学則様式第8号)を校長に提出しなければならない。忌引の日数は、起算日から連続した期間となり(土・日を含む)、次の期間内において必要と認める日数とする。

(1) 父母 7日 (2) 祖父母・兄弟姉妹 3日 (3) 曾祖父母・伯叔父母 1日

(出席停止)

第33条 校長は、感染症にかかりまたはそのおそれのある生徒に対しては、その出席停止を命ずることができる。

第10章 授業料及びその他の費用の納付

(授業料)

第34条 授業料は、毎月25日(ただし、土・日・休日に当たるときは翌日)までに納付しなければならない。ただし、3月は10日までとする。

2 前項に定める授業料の納付期間経過後に入学した者は、その月分の授業料を入学の日から換算して5日以内に納付しなければならない。ただし、他の岩手県立高等学校(以下「県立高校」という)からの転入学者で当該転入学をした日の属する月の月分の授業料を当該転入学する前に納付した者については、その月分の授業料を徴収しない。

3 留学または休学期間が月の1日から末日までの全日数にわたるときは、その月分の授業料を徴収しない。

(授業料滞納者に対する処置)

第35条 校長は、授業料の未納が納期後1ヶ月以上に及んだ生徒に対して、出席停止を命ずることができる。

(入学料)

第36条 入学を許可された者は、当該入学許可の日から起算して15日以内に入学料を納付しなければならない。ただし、県立高校からの転入学者についてはこの限りではない。

第12章 奨学

第39条 次の各号に該当する者は、日本学生支援機構またはその他の奨学制度の奨学生として副校長の推薦を受けることができる。

- (1)健康で品行方正であり、かつ学業優秀な者
- (2)経済的理由により学資の支弁が困難な者

第13章 補則

第40条 この学則の施行に関して必要な事項は、校長が別に定める。

第41条 生徒が成人年齢に達している場合、各種届出において保証人の署名は不要とする。ただしこの場合であっても保証人に対する通知は必要とする。

附則（昭和60年4月1日）

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附則（平成7年4月1日）

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附則（平成14年4月1日）

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附則（平成15年4月1日）

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附則（平成16年4月1日）

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附則（平成20年4月1日）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附則（平成30年4月1日）

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附則（平成31年4月1日）

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附則（令和3年4月1日）

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附則（令和6年4月1日）

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

生徒心得

西高生であるという自覚をもって、常に責任ある行動をとり、礼儀と秩序を重んじ、真理の探求に意欲を燃やし、みんなで誇りある校風の樹立に努めよう。

1 一般事項

- (1) 常に自主的に生活を律し、人の見ていないところでも立派な行動ができるようにしよう。
- (2) 誠意をもって人に接し、礼儀正しくしよう。
- (3) 身だしなみはきちんとし、特に頭髪、服装などを清潔・質素にしよう。
- (4) 言葉づかいは、若若しく、丁寧にはっきりとしよう。
- (5) 男女の交際は良識にもとづき、清らかな友情を育てよう。
- (6) 生徒会はみんなで立派なものに育てよう。役員は自分の役割を責任をもって果たし、全校あげてこれに協力しよう。

2 学校生活

- (1) 登下校は定められた時間にすみやかにすること。
- (2) 登校後、放課後までは校外に出ないこと。やむを得ない時は学級担任の許可を得ること。
- (3) 欠席をする場合は、保護者から学校に電話等で連絡し、事後において届を学級担任に提出すること。
- (4) 遅刻をした場合は、所定の用紙に理由を記入し、学級担任等の検印を受けた後教室に入ること。
- (5) 早退・欠課をする場合は、所定の用紙に理由を記入し、学級担任の承認を得ること。
- (6) 服装については、別に定める服装規程に従うこと。
- (7) 自転車通学する場合は、通学届を提出し、本校の所定のステッカーをつけ、道路交通法を守り、通学すること。また、ヘルメット着用を自転車通学の条件とする。
- (8) 貴重品を学校にもってきた場合は、身につけておくか、学級担任にあずけること。
- (9) 携帯電話は家庭との連絡に使用する場合に限り持ち込みを許可する。携帯電話許可申請書を提出し、別に定める使用規程に従うこと。
- (10) 校舎・用具は常に大切にし、破損・落書き等をしないこと。破損した場合は、ただちに学級担任等に届け出ること。
- (11) 校内にポスター等を掲示する場合は、生徒指導課に届け出て許可を受けること。
- (12) 学習上、不必要な物品は学校に持ってこないこと。

3 校外生活

- (1) 校外において、登山・キャンプ・集会等を行なうときは、事前にその計画を生徒指導課に提出し学校長の承認を受けること。
- (2) 校外諸団体の主催する行事等に参加する場合は、事前に生徒指導課に届け出て学校長の承認を受けること。
- (3) 交通道德・法規を遵守して、事故のないように努めること。
- (4) 自動車・バイク・原動機付き自転車の免許取得及び運転は禁止する。ただし、3年次に就職等で必要と認められた場合は、別に定める運転免許取得規程により、自動車運転免許の取得ができる。
- (5) アルバイトは原則禁止である。但し、家庭の事情でアルバイトを希望する場合は、保護者・担任と相談・面談のうえ、所定の様式により届け出をし、校長の許可を得ること。
- (6) 外出をする場合は、目的、行き先等を必ず保護者に連絡するとともに、やむを得ず夜間外出する場合でも、21時までには帰宅すること。
- (7) 対外試合等で宿泊をとまなう場合または引率者の私用車に同乗する場合は、保護者承諾書を提出すること。

諸願・諸届一覧

種 類	願・届	経 由	備 考
退学・休学・復学・ 転学	願	学級担任→教務課→副校長→校長 →事務	事前
休学理由消滅	届	学級担任→教務課→副校長→校長 →事務	事前
公欠	願	学級担任→教務課→副校長	事前
忌引・欠席・遅刻・ 早退・欠課	届	学級担任	原則としては事前。 所定の用紙に記入して 担任に提出
アルバイト・登山・ 海水浴・キャンプ	願	学級担任→生徒指導課→副校長	事前
自転車通学・止宿	届	学級担任→生徒指導課	事前
部活動・合宿	願	顧問→生徒指導課→副校長	事前
旅行・外泊	願	学級担任→生徒指導課→副校長	事前
学校設備の破損紛失	届	学級担任→生徒指導課→副校長→ 事務	故意の場合は弁償
異装・物品紛失・拾得	届	学級担任→生徒指導課	
自動車学校入校	願	学級担任→生徒指導課→副校長	事前
卒業見込・修了・在学・ 成績証明	願	学級担任→事務	事前
学割	願	学級担任→生徒指導課→事務	事前

服装規程

本校の服装は次のように定める。着用にあたっては、本校の生徒としての自覚をもち、常に清潔・端正であること。

1 制服

- (1) 男子制服は、標準型学生服（認証マーク付）無地白ワイシャツかキャンパスニットシャツとし、上着には学校所定のボタンをつけ、右襟には学年・組章、左襟には校章をつける。夏季（6月～9月）において、上着を着用しない場合は、白無地のワイシャツかキャンパスニットシャツ（半袖含む）とする。ソックスは白またはグレー系とする。
- (2) 女子制服は、学校指定の上着・スカートまたはスラックス・ベスト・タイ・ブラウス・スクールセーターとし、上着の左胸に校章、学年組章をつける。冬季のスカート着用時には黒ストッキングまたは紺色ハイソックスとし、入学式・卒業式などにおいてスカートを着用する時は黒ストッキングを正装とする。夏季（6月～9月）においては、指定の夏服（ベスト・ブラウス・タイ・スカートまたはスラックス）を着用し、スカート着用時のソックスは紺色のハイソックスまたは無地の白・紺色のソックス（丈はくるぶしより長いもの）とする。
- (3) 夏季に特に暑い場合は、熱中症予防のために、制服の代わりに学校指定ポロシャツを着用する軽装を認める。

- 2 頭髪 男女とも頭髪は、常に清潔にし、高校生としてふさわしい髪型であること。（パーマ・着色・脱色等は禁止とする）
- 3 履物 外履 男女とも靴またはズックとする。（スノトレ可）
内履 男女とも指定のものとする。

附則	令和3年4月1日	一部改正
	令和4年4月1日	一部改正（女子のスラックス）
	令和5年4月1日	一部改正（夏季の軽装、帽子）
	令和6年4月1日	一部改正（紺色ソックスの学校指定を解除）

携帯電話使用規程

- 1 使用目的は、家庭との連絡と教員の指示による学習活動に限る。
（家族以外の者との連絡、インターネット閲覧、ゲーム、音楽・TV視聴、撮影など、目的外での使用を禁ずる）
- 2 校地内では電源を切りカバンに入れる。
（ポケットに入れて持ち歩かない。特に試験中の使用・携帯は不正行為となる。）
- 3 使用時間は原則放課後（AHR後）のみとし、それ以外の時間は使用しない。
ただし、学習活動において、教員の指示がある場合は指示に従い使用できる。
- 4 校地内での使用場所は教室・部室内とする。（廊下、体育館、格技場、校庭等で使用しない。）
- 5 自転車に乗りながらの使用は絶対にしない。
- 6 番号、機種が変わった場合は再申請する。
- 7 有害サイトへのアクセスや他者を中傷する書き込みなど、被害者・加害者となる行為は絶対にしない。
- 8 公共の場でのマナーを守る。
（電車・バス等ではマナーモードにする。優先席付近では電源を切る。）
- 9 午後9時以降の使用をしない。（北上・和賀地区生徒指導協議会の申し合わせ）
- 10 上記の事項に違反した場合は、保護者連絡をするとともに、必要な指導を加える。

附則	令和4年4月1日	一部改正（使用目的・使用時間）
	令和5年4月1日	一部改正（違反した場合の指導）

自転車通学に関する規程

1 目的

本規程は、自転車を使用して通学する生徒の交通安全意識を高め、交通事故を未然に防止することを目的とする。

2 自転車通学留意事項

- (1) 自転車で通学する者は、「自転車通学届」を提出すること。
- (2) 使用自転車には、所定のステッカーを貼付すること。
- (3) 交通ルールを守り、常にマナーアップに努めること。

3 遵守事項

- (1) 二人乗りや並進走行をしないこと。
- (2) 使用する自転車は、常に完全整備の状態を使用すること。
- (3) 登校時の駐輪は指定の場所に整然と置くこと。
- (4) 万一、違反・事故等を起こした場合は速やかに担任へ届け出ること。
- (5) 通学時は必ずヘルメットを着用すること。

週番規程

(目的)

第1条 週番は、校訓である「自主独立の道行かん」を率先実行することを目的とし生徒の自主的活動を通じて、校内生活における基本的生活習慣の育成と環境の整備に努めることを目標とする。

(組織)

第2条 週番の組織は次のとおりとする。

学級週番は各学級2名とし、毎週輪番制であたるものとする。

(任務)

第3条 週番の任務は、次のとおりとする。

- (1) SHRにおける連絡、報告事項の徹底
- (2) 学習体制の確立
- (3) 防火・戸締り・貴重品の管理
- (4) 学級日誌の記録と担任への提出

部活動規程

(原則)

第1条 部活動は、この規程に定める時間内に、生徒の自主的な創意工夫により効率的に行われなければならない。校外において行なう場合もこれに準ずるものとする。

(活動時間)

第2条 活動時間は次のとおりとする。

- (1) 月曜日～金曜日 18時00分まで
- (2) 土曜日・日曜日・休日・休業日等の活動時間は、原則として午前(9時～12時)か午後(13時から16時)のどちらかの活動とする。

(休養日)

第3条 週一日以上の休養日を徹底しながら、年間平均で週あたり2日以上以上の休養日の設定に努める。

(部活動の停止)

第4条 次に掲げる期間は、部活動を停止するものとする。ただし、定期考査終了後2週間以内に公式大会が行われる場合で、「部活動特別許可願」を提出し許可された場合はこの限りでない。

- (1) 定期考査1週間前から定期考査終了時まで
- (2) その他学校が指定した日

(顧問の指導)

第5条 土曜日・日曜日・休日・休業日等に行なわれる部活動は、顧問の指導のもとに行なわれなければならない。

附則 令和3年4月1日 一部改正(休養日等)

対外活動参加規程

（目的）

第1条 この規程は、生徒が本校を代表して対外活動に参加する場合に、公正な参加と規律ある対外活動を確保するために必要な事項を定めることを目的とする。

（対外活動）

第2条 生徒の参加できる対外活動は次のとおりとする。

- （1）高体連若しくは高野連が主催または共催する大会（予選を含む）
- （2）東北高体連若しくは全国高体連が主催または共催する大会
- （3）教育関係機関若しくは教育関係団体が主催または共催する行事
- （4）高文連が主催または共催する行事
- （5）その他、学校長が参加を承認した行事

（対外活動への参加の禁止）

第3条 次の各号（1）（2）に該当するものについて、対外活動を認めないことがある。（3）については、対外活動に参加することができない。

- （1）出席状況または生活態度に問題があり、本校の代表としてふさわしくないと認められる場合
- （2）学業が著しく不振で、進級があやぶまれる場合
- （3）懲戒処分を受け、謹慎中の場合

第4条 対外活動における遠征旅費の支出は、各競技とも試合登録メンバーとマネージャーに限るものとする。

（対外活動許可願）

第5条 対外活動に参加しようとする部及びその他の団体は、部にあつては顧問が、その他の団体にあつては関係職員が、対外活動許可願に所要事項を記載して生徒指導課に提出し、校長の許可を受けなければならない。

合宿規程

（目的）

第1条 合宿は心身の鍛練、技術の向上を図ることはもちろん、集団生活をとおして生活規律・人間形成の確立を図ることを目的とする。

（許可基準）

第2条 合宿の許可は次の基準による。

- （1）原則として長期休業中とし、6泊7日以内とする。ただし、大会出場のため特に必要ある場合は、生徒指導課長を経て、副校長の許可を得る。
- （2）合宿の回数は特に定めないが、顧問段階で指導する。
- （3）顧問の同宿指導監督を必要とする。

（手続き）

第3条 合宿許可の手続きは、実施1週間前に計画書、保護者承諾書、日課表を添えて、生徒指導課長を経て、校長の許可を得る。

（合宿の心得）

第4条 合宿に際しては次の心得を厳守すること。

- （1）練習場所及び起居部屋の整理、整頓、清掃の徹底を図ること。
- （2）風紀・衛生・清掃・火気・戸締りには十分注意すること。
- （3）言動や服装等規律ある生活をし、他人に迷惑をかけないこと。
- （4）夜間外出はしないこと。
- （5）関係者以外の者は入れないこと。
- （6）計画にそって規律ある生活をする事。
- （7）合宿中にも学習時間を設け、計画的に実施すること。
- （8）顧問の指示に従うこと。
- （9）本規程に違反、または指導にもかかわらず改善されない場合は、合宿を解散させることもある。

図書館閲覧貸出規程

1 閲 覧

- (1) 図書館開館時間は原則として次のとおりとする。
 - ア 月曜日から金曜日 12:50～13:30まで
15:45～16:45まで
 - イ 考査期間中及び学校行事日等は、別に定める。
 - ウ 長期休業中は、開館日を含め別に定める。
- (2) 図書は自由に閲覧できるが、閲覧後は分類順に正しい位置に戻すこと。
- (3) 閲覧する図書は貸出等の所定の手続きによるもののほかは、館外への持ち出しを禁ずる。

2 館外貸出

- (1) 貸出を受けるときは、各自の帯出カード並びにブックカード（本の裏表紙ポケット）に所定事項を記入し図書に添えて係に提出する。
- (2) 貸出1回につき3冊以内、長期休業中は5冊以内とする。ただし、それを越える場合は係職員
の許可を得るものとする。
- (3) 貸出期間は、貸出日を含め7日以内、長期休業中は始業式当日までとする。
- (4) 禁帯出図書（辞典、事典、年鑑、図鑑等）や新聞、雑誌等は原則として貸出しない。
- (5) 貸出期間の延長は2回までとするが、貸出予約があった場合は延長を認めない。
- (6) 返却は、返却する図書に帯出カードを添えて係に提出する。
- (7) 貸出図書を紛失、破損した場合は、原則として弁償するものとする。
- (8) 貸出図書を他人にまた貸してはならない。

3 図書館の利用上の注意

- (1) 館内では他人の邪魔にならないように心がける。
- (2) 図書の扱いは清潔を心がけ、汚したり破損したりしないようにする。

附 則 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

生徒会会則

第1章 総則

- 第1条（名称）本会は、岩手県立西和賀高等学校生徒会と称する。
- 第2条（目的）本会は、全生徒をもって組織し、自主的活動を通じて、その本分を守り、若き情熱と
理性をもって、校風を高揚し、会員相互の向上に寄与することを目的とする。
- 第3条（会員）本会は、岩手県立西和賀高等学校の全生徒が会員となる。
- 第4条（顧問）本会の顧問には、全職員であたり、その指導を行なうものとする。

第2章 役員

- 第5条（役員）本会には、次の役員を置くものとする。
生徒会長1名、副会長2名、執行委員4名、監査2名、応援団長1名、応援副団長1名、専門
委員長6名（体育、生活、編集、放送、保健、図書）
- 第6条（任務）役員は、次のとおりとする。
- (1) 生徒会長
 - ① 本会を代表し会務を総括する。
 - ② 要と認めた会議の召集。
 - (2) 副会長
 - ① 生徒会長の任務を補佐する。

② 生徒会長に事故がある場合は、その任務を代行する。

(3) 執行委員

① 議事録を記載し、その決議事項を報告する。

② 会費を扱い、帳簿を整理し、予算編成及び決算報告をする。

③ 専門委員会の会議に副委員長として出席し、委員長を補佐するとともに執行委員会との連絡調整の任務にあたる。

(4) 応援団長

執行委員会の活動方針に従い、「応援規程」の目的を達成する。

(5) 応援副団長

応援団長に事故があるときは、その任務を代行する。また、応援団長を補佐する。

(6) 専門委員長

体育委員会、生活委員会、編集委員会、放送委員会、保健委員会、図書委員会の会務をそれぞれ総括する。また、執行委員会、代議員会の方針に従い、企画し、執行するものとする。

(7) 監査委員

「監査規程」の目的を達成する。

第7条（任期及び選挙）本会の役員任期及び選挙については、次のとおりとする。

(1) 生徒会長、副会長、執行委員、監査委員、応援団長、副団長は、それぞれ全会員の投票によって選出する。

(2) 生徒会役員任期は、8月1日から翌年の7月31日までとする。

(3) 役員選挙については、別に定める「選挙管理規程」による。

第8条（補欠選挙）役員に欠員が生じた時は「選挙管理規程」にしたがい、その任期は前任者の残存期間とする。

第9条（認証）役員は学校長の承認を必要とし、選出後20日以内にこの任命を行わなければならない。

第10条（引継ぎ）役員事務引継ぎは、学校長の認証後直ちに行わなければならない。

第11条（辞任）役員が辞任する時は、選挙管理委員会に辞表を提出し、代議員会が総会に提案し、全会員の3分の2以上の賛成を得た場合成立する。

第12条（リコール）役員リコールの署名が全会員の3分の1以上を得た場合、執行委員会はこれを総会に提案し、全会員の3分の2以上の賛成を得た場合成立する。

第3章 機関

第13条（機関）本会は第2条の目的を達成するために、次の機関を置くものとする。

(1) 総会 (2) 代議員会 (3) 執行委員会 (4) 専門委員会 (5) 学級会

(6) 議長団 (7) 監査委員会 (8) 選挙管理委員会 (9) 応援団 (10) 週番

第1節 総会

第14条（権限）総会は、本会の最高決議機関である。

第15条（任務）次の事項は総会の議決を必要とする。

(1) 役員選出と解任

(2) 事業の決定

(3) 予算および決算の承認

(4) 部の改廃

(5) 規約の改廃

(6) その他の重要事項の決定

第16条（召集）生徒総会は、生徒会長がこれを召集する。定例総会は、5月に1回開き、召集の通知は原則として3日前に公示しなければならない。ただし、緊急事項を審議するため臨時総会を開催する場合はその限りではない。

第17条（臨時総会）臨時総会は、次の場合も開くものとする。

(1) 生徒会長が必要と認めた場合。

(2) 代議員会で必要があると認めた場合。

第18条（成立・議決）生徒総会は、全会員の3分の2以上の出席により成立し、その過半数の賛成により議決とみなされる。

2節 代議員会

第19条（資格）代議員は、HR委員長ならびに専門委員長がこれを兼ねるものとする。また、学級・専門委員長に事故ある時は、副委員長がこれを代行する。

第20条（権限）代議員会は、生徒総会につぐ決議機関である。

第21条（構成）代議員会は、代議員、執行委員、議長団によって構成される。

第22条（任務）代議員会は、本会員一般の意思を代表し、次の事項を審議決定する。

- (1) 総会において委任された事項
- (2) 各学級提案事項
- (3) 各委員会提案事項
- (4) その他緊急を要する事項

第23条（任期）代議員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までとする、

第24条（招集）代議員会は、生徒会長が必要と認めた時に開催する。

第25条（議決）代議員会は、代議員の3分の2以上の出席により成立し、その過半数をもって議決とされる。

第3節 執行委員会

第26条（任務）執行委員会の任務は、第6条の規程による。

第27条（権限）執行委員会は、本会を代表する機関である。

第28条（構成）執行委員会は、生徒会長、副会長、執行委員と応援団長で構成する。

第29条（任期および選挙）執行委員の任期および選挙については、第7条の規程による。

第4節 専門委員会

第30条（構成）本会は、専門委員会として次の機関を置く。

- (1) 体育委員会
- (2) 生活委員会
- (3) 編集委員会
- (4) 放送委員会
- (5) 保健委員会
- (6) 図書委員会

第31条（体育委員会）各学級2名ずつ選出した委員により構成し、委員長、副委員長1名を互選する。委員長に事故ある時は、副委員長が代行する。

第32条（生活委員会）各学級2名ずつ選出した委員により構成し、委員長、副委員長1名を互選する。委員長に事故ある時は、副委員長が代行する。

第33条（編集委員会）各学級2名ずつ選出した委員により構成し、委員長、副委員長1名を互選する。委員長に事故ある時は、副委員長が代行する。

第34条（放送委員会）各学級2名ずつ選出した委員により構成し、委員長、副委員長1名を互選する。委員長に事故ある時は、副委員長が代行する。

第35条（保健委員会）各学級2名ずつ選出した委員により構成し、委員長、副委員長1名を互選する。委員長に事故ある時は、副委員長が代行する。

第36条（図書委員会）各学級2名ずつ選出した委員により構成し、委員長、副委員長1名を互選する。委員長に事故ある時は、副委員長が代行する。

第37条（家庭クラブ）家庭科を学ぶ生徒全員により家庭クラブを組織し、家庭クラブの会則にしたがって運営されるが、本会の専門委員会には所属しない。

第38条（任務）各専門委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 体育委員会
 - ① 体育関係の興隆と推進
 - ② 校内体育大会の企画および運営
- (2) 生活委員会
 - ① 校内の風紀ならびに秩序維持に努める。
 - ② 「生徒心得」にしたがい、生活を律し、集団の規律を遵守
 - ③ 学級週番との連携を密にし、目標を達成する。
- (3) 編集委員会
執行委員会から委嘱される生徒会新聞、生徒会誌の編集業務を行なう。
- (4) 放送委員会
 - ① 校内放送に関する一切の運営
 - ② 生徒会全体の教養と情操を高める。
 - ③ 適正な放送番組の編成
- (5) 保健委員会
学校保健計画に基づいて、会員の健康保持・増進を図ることを目的とする。この目的達成のため次のことに努める。
 - ① 保健意識の高揚
 - ② 校舎内外の美化

③ 校内安全点検および救護活動

(6) 図書委員会

① 学校図書館運営について、補助的参加をする。

② 情報提示とそれに付随する運営を通じて、生徒会活動に寄与する。

第39条(部の種類) 運動部、文化部の種類は次のとおりとする。

(1) 運動部

硬式野球部、陸上競技部、ボート部、バドミントン部

(2) 文化部

美術部 吹奏楽部

第40条(部運営規程) 運動部、文化部の運営および入退部、改廃については別に定める「部運営規程」にしたがうものとする。

第41条(任期) 専門委員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第5節 学級会

第42条(任務) 学級会は、生徒会の根幹をなす重要な機関であり、学級や代議員会の問題を審議するものとする。

第43条(役員) 学級会には、次の役員を置くものとする、

(1) HR 委員長1名、副委員長1名、議長1名、書記2名、会計2名

(2) その他の委員

第44条(任期) 学級役員任期は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第6節 議長団

第45条(組織および権限) 議長団は、議長1名、副議長1名で構成し、総会および代議員会の議事を公正な立場で司るものとする。

第46条(推薦) 議長団は、生徒会役員が推薦し、総会で承認する。

第47条(任期) 議長団の任期は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第7節 監査委員会

第48条(構成) 本会は、監査委員2名を選挙により選出する。なお、選挙については、「選挙管理規程」によるものとする。

第49条(任務) 監査委員は、通常執行部として生徒会活動の企画、立案、運営に携わるが、生徒会会計に関しては、独自の地位を有し、本会会計および備品の監査にあたる。

(1) 会計監査にあたっては、「生徒会会計規程」にしたがって行い、その結果、適正か否かを執行委員会および総会に報告しなければならない。

(2) 備品監査にあたっては、生徒会予算に対し、購入物品とその管理のし方について、適正か否かを執行委員会および総会に報告しなければならない。

(3) 監査の時期は、2月の1回とする。

第50条(任期) 監査委員の任期は、8月1日から翌年の7月31日までとする。

第8節 選挙管理委員会

第51条(構成) 本会は、選挙管理委員を学級から2名ずつ選出し、そのなかから委員長および副委員長を互選する。

第52条(任務) 選挙管理委員会は、別に定める「選挙管理規程」にしたがい、生徒会役員および学級役員などの選挙管理業務の一切を行うものとする。

第53条(任期) 選挙管理委員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第9節 応援団

第54条(構成) 応援団長1名、副団長1名は、選挙によるものとする。

(1) 団長、副団長の選出については、「選挙管理規程」にしたがう。

(2) リーダーの選出については、「応援団規程」にしたがうものとする。

第55条(任務) 応援団は、「応援団規程」にしたがって活動するものとする。

第56条(任期) 応援団長、副団長、リーダーの任期は、選出後から3年次の7月31日までとする。

第10節 週番

第57条(週番) 本会は、週番として各学級2名を置くものとする。

第58条(任務) 週番は、別に定める「週番規程」にしたがい、任務を遂行するものとする。

第59条(任期) 週番の任期は、1週間とする。

第4章 会議

第60条(許可) すべての会議、集会は、学校長の承諾を得て、開催し、決定事項は学校長の許可を
2024年4月

必要とする。

第 61 条（会議）総会、代議員会の招集は、原則として 3 日前に、場所・時刻とともに議事内容を公示しなければならない。ただし、緊急事項を審議する場合は、この限りではない。

第 62 条（権限および義務）会員は、あらゆる会議に出席して、自己の意思を述べる権利を有するとともに、本会の議決決定事項を良心的に実行する義務を負う。

第 5 章 会計

第 63 条（会費）本会の経費は、会費、入会金およびその他の収入による。会員は、入会金会費を納入する義務を負う。会費は、年額 9,700 円として 4 月から 1 月までに 10 回納入する。入会金は、200 円とし、入学時・転入時に納入する。

第 64 条（会計年度）本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終わる。

第 65 条（臨時収入）本会は、必要と認めた場合、代議員会の承認を得て、会員から会費以外の金額を徴収できる。

第 66 条（細則）本会の会計については、別に定める「生徒会会計規程」によるものとする。

第 6 章 規約改正

第 67 条（改正）会則の改正は、代議員会の 3 分の 2 以上の賛成をもって発議し、会員の 3 分の 2 以上の承認を得なければならない。

第 68 条（細則）会則施行に関する細則は、別に定めることができる。

第 69 条（効力）この会則は、昭和 47 年 4 月 1 日から実施する。

附則 昭和 52 年 10 月 20 日、監査委員会・会費などについて一部改正
昭和 55 年 4 月 23 日、会費（年額 5,000 円）について一部改正
昭和 56 年 3 月 31 日、会費（年額 6,000 円）について一部改正
平成 3 年 3 月 31 日、会費（年額 7,000 円）について一部改正
平成 28 年 4 月 1 日、部の種類について一部改正
平成 28 年 10 月 21 日、部の種類について一部改正
平成 29 年 4 月 1 日、会費（年額 10,000 円）について一部改正
平成 31 年 4 月 1 日、会費（年額 9,700 円）について一部改正
令和 2 年 6 月 18 日、部及び委員会について一部改正
令和 3 年 4 月 1 日、役員及び任期について一部訂正
令和 5 年 5 月 30 日、部活動について一部改正

応援団規程

第 1 条（名称）この団体は、岩手県立西和賀高等学校応援団と称する。

第 2 条（構成）応援団は、岩手県立西和賀高等学校生徒で構成する。

第 3 条（目的）応援団は、生徒会の機関に所属し、執行部の方針にしたがい、団員の自主的活動により、団の統制秩序の和合に寄与する。

特に、代表選手の歓送迎会の応援などの団体行動を通じて、団員相互に不屈敢闘の精神を鼓舞することを目的とする。

第 4 条（役員）応援団は、目的達成のために次の役員を選出する。

団長 1 名、副団長 1 名、リーダー若干名

第 5 条（任命）応援団長、副団長は、選挙によるものとする。リーダーは、団員と顧問の合議のうえ選出し、生徒総会で承認を得るものとする。

第 6 条（任期）団員の任期は生徒会会則第 9 節第 56 条によるものとする。

第 7 条（任務）団長は、応援団を代表し、すべての応援活動を統率する。副団長は、団長を補佐する。

団長は、年度始めにその年の応援活動に関する行事予定を代議員会に提出し、承認を得なければならない。ただし、他に団長が必要と認めた場合は、この限りではない。

なお、団長は、生徒会会則により執行委員会の構成員となる。リーダーは、団長と協力し、その任務を遂行するとともに常に研究を深め、よりよい応援活動ができるように努力しなければならない。

第 8 条（経費）経費は、生徒会費の中に設けられている応援団費から支出する。応援団の備品は、

団長が責任をもって管理し、生徒会会則に基づき、監査を受けるものとする。

第9条（顧問） 応援団は、団の進歩向上を図り、適切な運営をするために学校長および職員と常に密接な連絡をとり、指導を受けるものとする。

第10条（義務） 全団員は、応援の積極的義務を負い、規律統制ある応援を旨とし、常に高校生らしく活動しなければならない。

第11条（リコール） 応援団員は、生徒会会則第12条に基づき、リコール制が適用される。

選挙管理規程

第1条（権利および義務） 会員は、この会の役員選挙権および被選挙権を有する。

第2条（被選挙権） 生徒会役員選挙に際し、3年生は選挙権を有するが被選挙権は有しない。

第3条（投票） 生徒会長、副会長、執行委員、監査委員、応援団長、副団長は連記として全会員の直接無記名投票による。

第4条（届出） 立候補者は、1週間前に選挙管理委員会に届出するものとする。

第5条（補欠選挙） 役員欠員の際は、補欠選挙を行い、任期は前任者の残存期間とする。

第6条（組織） 選挙管理委員会の組織は、各学級1名の選出からなり、その中の互選によって、選挙管理委員長および副委員長を選出する。

第7条（業務） 選挙管理委員長は、次の業務を担当する。

（1） 生徒会役員立候補受付および立会演説会の主催

（2） 立候補者が1週間前に届出と同時に選挙ポスターの検印を受けるため、生徒指導課長へ提出すること。

（3） 選挙ポスターは5枚以内とし、A3判大のものとする。なお、ポスターには責任者名を明示する。

（4） 立会演説会の場合、立候補者の他、推薦者の1名が応援演説できる。選挙に際し、開票および当選者の公示をする。学級役員選挙の際の開票および当選者の公示を行う。

第8条（権限） 選挙管理委員会は、選挙に関する一切の権限を有する。

第9条（専任） 次の役員は、他の役職を兼任することができない。

執行委員、応援団長、応援副団長、監査委員

第10条（専任） HR委員長は代議員になるが、2、3年生のHR委員長は他の役職を兼任することができない。その他の役員は兼務することができる。

第11条（身分） 選挙管理委員は、他の役職を兼任することができない。もし、立候補する場合は、辞任する前に後任の選挙管理委員を選出しなければならない。

第12条（辞任） 2年生のHR委員長が、生徒会役員に立候補する場合は、選挙結果が判明するまで他の役員に役職を委嘱し、当選が判明した場合は、直ちに後任のHR委員長を選出するものとする。

第13条（立会い） 選挙の開票には、選挙管理委員と顧問しか立ち会うことができない。

第14条（無記名投票） 次の各号に該当するものは無効投票とする。

（1） 候補者氏名以外、または定員数より多くの氏名を記入したり、○をつける数が多い場合。

（2） 正規の投票用紙以外のものを使用した場合。

（3） どれに記したかわからない場合とか、○をつけるかどうか判明しがたい場合。

第15条（異議申立て） 選挙に関して異議のある場合は、選挙から3日以内に選挙管理委員会に申し出ることができる。

第16条（リコール） 選挙管理委員長はリコールの署名が、全会員の3分の1以上の場合は執行委員会に提案し、処理しなければならない。

附則 令和3年4月1日、投票及び専任などについて一部改正

生徒会会計規程

- 第1条 この規程は、生徒会会則第63～66条により、生徒会会計の適正な執行に必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2条 会費その他の一切の収入は、学校長の名義で所定の金融機関に普通預金とする。
- 第3条 現金の出納保管事務は、生徒会顧問（会計担当教諭）に委嘱する。
- 第4条 会計が保管する帳簿（普通預金通帳、金銭出納簿、領収書綴り）は、3月末に会計監査委員が監査する。
- 第5条 予算は次のように区分する。
- (1) 印刷費（生徒会誌、編集事務費等）
 - (2) 行事費（体育祭、西高祭等）
 - (3) 庶務費（生徒会備品、消耗品、通信費等）
 - (4) 専門委員会費（図書、保健）
 - (5) 慶弔費
 - (6) 部活動費
 - (7) 研修費（生徒会交流関係）
 - (8) 予備費
- 第6条 部費の支出は次のとおり定める。
- (1) 旅費および私的物品購入には支出しないものとする。
 - (2) 予算額を超過する場合は、超過額は部が負担する。
 - (3) 残額は不要額とする。（翌年に繰り越さない）
 - (4) 部活動に要する部員に共通の備品および備品の修理費に充当することとし、消耗品（テーピング・薬品・スポーツドリンク等）、機関紙等の購入には支出しないものとする。品目は体育・文化委員会においてそれぞれ協定するものとする。
- 第7条 慶弔費は、次の基準によって支出する。
- (1) 本会員が死亡した場合は10,000円とする。
 - (2) 会員の父母が死亡した場合は5,000円とする。
 - (3) 災害見舞金はカンパによることとし、その額は代議員会が決定する。
- 第8条 本規程以外の会計に関する事項は、代議員会の議決によって運営するものとする。（予算の更正、会議の臨時徴収等）
- 第9条 行事の運営に要する実行予算を編成する場合は、行事ごとに決算の報告をしなければならぬ。この場合は、別途監査するものとする。

部運営規程

- 第1条（趣旨）生徒会会則第40条により、部および同好会（以下「部」という）の運営規程を定める。
- 第2条（目的）部は、共通の興味・関心をもつ同好者によって組織し、学年・学級を離れた友好的人間関係を基に民主的組織活動を展開する。この活動経験を通じて個性の伸張ならびに社会性の涵養を目的とする。
- 第3条（顧問）部には、本校職員による顧問を置く。
- 第4条（役員）部には、部長・副部長の役員を置くものとする。その他の役員（会計、書記、マネージャー等）は、部の自主的な規程による。
2. 部長は顧問の指導のもとに次の責任を果たし、副部長はこれを補佐する。
 - (1) 部員を総括し、部を代表する。
 - (2) 年間計画を作成し、予算を執行する。
 - (3) 備品および施設を管理する。
 - (4) 活動の経過を報告・記録する。
 - (5) その他運営に必要な事項。
 3. 役員任期は、部の自主的な規程によるが、改選の結果を当該部長を通じて執行委員長に届出るも

のとする。

第5条（同好会）部は、原則として同好会の資格で新設する。

2. 同好会は予算を請求することができない。
3. 同好会は、原則として対外活動ができない。
4. 同好会は、活動実績により代議員会の議を経て、昇格することができる。

第6条（加入）すべての会員は、入学時に自らの判断に基づいて部に参加する。基本的に進級時も継続する。

第7条（所属の変更）やむをえない理由により所属変更をする場合は、所属部および転部を希望する部の部長、顧問の合意を必要とする。

第8条（改廃）

（1）同好会の新設・昇格、部の廃止は、代議員会で審議するものとする。

（2）3年間入部実績のない部活動は、廃部とする。

第9条（経理）予算は、執行部、生徒会顧問の間で立案し、監査は、部ごとに受けるものとする。

附 則

昭和47年4月1日（分校時代の規程を改正）

昭和51年4月6日（必修クラブ関連による改正）

平成17年4月1日（一部改正）

令和元年5月15日（第8条（2）を追加）

令和3年4月1日（加入の規程を改定）

運転免許取得規程

1 趣 旨

この規程は、自動車運転免許を取得しようとする者及び取得した者について適用する条件及び必要な留意事項を定めたものである。

2 運転免許取得願及び許可証交付

運転免許を取得しようとする者は、保護者との連署で「自動車学校入校許可願」を提出し、許可を得なければならない。

3 自動車学校入校許可条件

自動車学校入校許可条件は次のとおりとする。

- （1）進路先が内定していること。
- （2）欠点科目（通算）がないこと。
- （3）授業料・諸納金などを完納していること。
- （4）取得した免許証は学校長に預けること。（在学中の運転を禁ずる）
- （5）自動車学校通学により、学業成績に支障をきたさないこと。
- （6）本校の校則に違反したり、自動車学校通学のために欠席・早退などをしないこと。
- （7）後期末考査後の出校日には必ず出席すること。
- （8）入校説明会には必ず出席すること。（生徒・保護者とも）

4 自動車学校通学開始

自動車学校への通学開始は許可証交付後とする。

5 運転免許取得に関する留意事項

運転免許取得に関しては、次の留意事項を守ること。

- （1）教習にあてる時間は必ず放課後（清掃後）、又は休日とする。ただし、考査中並びに考査前1週間は教習を禁止する。（教習手帳を担当に提出する。）
- （2）仮免許・卒業検定試験を受ける者は、原則として長期休業中又は休日を利用すること。
- （3）受験のため欠席してはならない。
- （4）自動車学校への通学に際しては、常に本校生徒としての本分を守ること。
- （5）在学中の自動車運転は禁止とする。

6 違反措置

本規程に違反した者に懲戒を加えることができる。

下宿生心得

下宿生徒は、常に西和賀高等学校生としての誇りと自覚をもち、下記に掲げた事項に留意し、質素で品位のある生活をするよう心がけること。

1 下宿の許可

- (1) 下宿希望者は、止宿届を生徒指導課に提出し、学校長の許可を得なければならない。
- (2) アパート、マンション等、管理者の目がゆきわたらない所は許可しない。

2 下宿生活での注意事項

- (1) 家人に対する礼儀を忘れないこと。
- (2) 下宿先での集会は飲酒・喫煙の機会になりやすいので、原則として認めない。
- (3) 無断で他人を同居させてはならない。
- (4) 外出、外泊、帰省のときは、行き先・用件・時間を必ず家人に連絡すること。
- (5) 昼夜を問わず、室内での放歌・楽器・テレビ・ラジオ等の騒音で家人や同宿者、近隣に迷惑をかけないこと。
- (6) 火気・電気器具等の使用は家人の許可・指示にしたがって行い、事故防止に努めること。
- (7) 貴重品の取り扱いに十分注意し、トラブルのないように心掛けること。
- (8) 生活全般にわたり、品位を保ち、質素なものであること。
- (9) 共有、個人にかかわらず施設における整理整頓について常日頃より心がけること。

アルバイト就労規程

アルバイトは基本的に認めないが、家庭の事情等などやむを得ない理由による場合には学年団と生徒指導課で協議のうえ、学校長が許可することがある。

- 1 アルバイトを希望する生徒は事前に担任に相談し、保護者承諾のもとで所定の「アルバイト許可願」を提出し、許可を得なければならない。
- 2 アルバイト可能な時期は夏季、冬季、春季の長期休業中及び5月のゴールデンウィーク中とする。
- 3 高校生としてふさわしくないとと思われる職種・場所等でのアルバイトは禁止する。また、時間は20時までとする。
- 4 アルバイトを許可された生徒は、常に「アルバイト許可証」を携帯して就業すること。
- 5 就業場所は原則として居住地内とする。
- 6 休業中の補習対象者や通算欠点科目のある生徒のアルバイトは認めない。

附則 これらの規程は平成6年4月1日から施行する。

附則 平成17年4月1日、一部訂正

平成20年4月1日、一部訂正

生徒会組織図

